

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報公開に  
関する規則（平成14年駐労規第41号）（抄）

（手数料の減免）

第30条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により、開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 理事長は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者から、当事者が法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて別記第15号様式による開示実施手数料の減額（免除）申請書により申請させるものとする。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実

を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 理事長は、第2項による申請に対し、経済的困難その他特別の理由があると認め、開示実施手数料を減額又は免除する場合は、別記第16号様式による開示実施手数料の減額（免除）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

5 理事長は、第2項による申請に対し、開示実施手数料の減額又は免除を認めない場合は、別記第17号様式による開示実施手数料の減額（免除）についてにより当該申請者に通知するものとする。

6 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。